

令和 6 年 第 12 回 定 例 魚 沼 市 教 育 委 員 会 会 議 録				
会 議 日 程	令和 6 年 12 月 10 日		午後 1 時 30 分 午後 2 時 40 分	開会 閉会
場 所	魚沼市役所 本庁舎 305 会議室	書 記	井口 啓一	
委 員 定 数	5 名 （ 出席者 5 名 欠席者 0 名 ）			
出 席 委 員	教 育 長	樋 口 健 一	教育長職務代理者	星 麻 衣
	委 員	浅 井 誠 哉	委 員	八 木 由 美 子
	委 員	桑 原 哲 哉		
欠 席 委 員				
説 明 の た め 出 席 し た 者	事 務 局 長	大 塚 宣 男	学校教育課長	岡 部 忍
	管理指導主事	五十嵐 哲也	管理指導主事	米 山 智
	生涯学習課長	青 柳 洋 介	子ども課長	関 祐 樹
	庶 務 係 長	井 口 啓 一		

会議事項及び議事の経過

開会宣言

(教 育 長) これより令和6年第12回魚沼市教育委員会を開催します。

日程第 1 会議録署名委員の指名について

(教 育 長) 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第23条第 3 項の規定により
桑原 哲哉 委員にお願いします。

日程第 2 教育長の諸報告

(教 育 長) 日程第 2、教育長の諸報告を行います。(資料 3 ページ、教育長諸報告により 11 月 20 日から 12 月 10 日までの出席会議・行事等について報告)

(教 育 長) この他に教育長諸報告について、質疑はありますか。

(委 員) (「ありません」の声あり)

(教 育 長) 教育長諸報告については、以上でよろしいですか。

(委 員) (「はい」の声あり)

(教 育 長) それでは以上で教育長の諸報告を終わります。

日程第 3 報告 第 23 号 臨時代理報告

魚沼市生涯学習センター条例及び同施行規則の制定について

(教 育 長) 日程第 3、報告第 23 号 臨時代理報告 魚沼市生涯学習センター条例及び同施行規則の制定について、事務局の説明を求めます。

(生 涯 学 習 課 長) 説明いたします。(資料により説明： 魚沼市生涯学習センター条例及び同施行規則の制定について(説明))

(教 育 長) 報告第 23 号について、質疑はありませんか。

(委 員) 休館日は12月29日から翌年の1月3日までの間だけですか？

- (生涯学習課長) はい。その通りです。ただし、図書館につきましては、図書館条例で規定することとしておりますので、月曜日が休館となり、同じ建物の中で休館部分と稼働している部分があることになります。
- 開館時間につきましても、生涯学習センターは午後10時までですが、図書館は午後7時までとなります。
- (教 育 長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) 質疑なしと認めます。
- 報告第23号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- (全 委 員) 「異議なし」
- (教 育 長) 異議なしと認めます。よって報告第23号は原案のとおり承認することとします。

日程第4 報告 第24号 臨時代理報告
魚沼市立図書館条例及び同施行規則の一部改正について

日程第5 報告 第25号 臨時代理報告
魚沼市立図書館協議会規則の一部改正について

- (教 育 長) 日程第4、報告第24号 臨時代理報告 魚沼市立図書館条例及び同施行規則の一部改正について、及び、日程第5、報告第25号 臨時代理報告 魚沼市立図書館協議会規則の一部改正については関連がありますので、一括して報告とします。事務局の説明を求めます。
- (生涯学習課長) 説明いたします。(資料により説明： 魚沼市立図書館条例及び同施行規則の一部改正について(説明)、魚沼市立図書館協議会規則の一部改正について(説明))
- (教 育 長) 報告第24号及び報告第25号について、質疑はありませんか。
- (委 員) 図書館の休館日について、月曜日ではなく他の曜日にしてほしいと以前にお願いしました。(今回の改正で)月曜日が祝日の場合は、翌日が休みになるようですが、学校行事に伴う振替休日が月曜日になることが多いので、そういったことも考慮していただきたいと思います。
- (生涯学習課長) 学校行事に伴う振替休日は、毎年確実に決まっているものではないため、条例等で規定することは難しいと思います。また、学校によって日程も違いますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。
- (教 育 長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) (今回の条例改正により)市内の図書館は最終的に何か所になるのですか？
- (生涯学習課長) 図書館は、生涯学習センター内に設置する市立図書館のみとなります。この他に堀之内、広神、湯之谷、守門、入広瀬の各地区に公民館図書室があります。
- (教 育 長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) 質疑なしと認めます。
- 報告第24号及び報告第25号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- (全 委 員) 「異議なし」
- (教 育 長) 異議なしと認めます。よって報告第24号及び報告第25号は原案のとおり承認することとします。

日程第6 報告 第26号 臨時代理報告
魚沼市市民会館条例の一部改正について

- (教 育 長) 日程第6、報告第26号 臨時代理報告 魚沼市市民会館条例の一部改正について、事務局の説明を求めます。
- (生涯学習課長) 説明いたします。(資料により説明： 魚沼市市民会館条例の一部改正について(説明))
- (教 育 長) 報告第26号について、質疑はありませんか。
- (教 育 長) 堀之内会館と広神会館は、貸出可能な部分(部屋等)はありますか？
- (生涯学習課長) 将来的には空部屋となる可能性がありますので、その際は検討し貸出が可能であれば、条例改正をしたいと思います。今回は未だ準備が整っていないため、名称の変更のみとさせていただきます。
- (教 育 長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) 質疑なしと認めます。
- 報告第26号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- (全 委 員) 「異議なし」
- (教 育 長) 異議なしと認めます。よって報告第26号は原案のとおり承認することとします。

日程第7 報告 第27号 臨時代理報告
魚沼市歴史資料館条例及び同施行規則の制定について

- (教 育 長) 日程第7、報告第27号 臨時代理報告 魚沼市歴史資料館条例及び同施行規則の制定について、事務局の説明を求めます。
- (生涯学習課長) 説明いたします。(資料により説明： 魚沼市歴史資料館条例及び同施行規則の制定について(説明))
- (教 育 長) 報告第27号について、質疑はありませんか。
- (委 員) (オープンの日を)なぜ3月31日としたのですか？
- (生涯学習課長) (オープニングイベントの日程調整及び準備を考慮したうえで、オープンに相応しい日の)大安ということで3月31日に決めさせていただきました。
- (教 育 長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) 質疑なしと認めます。
- 報告第27号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- (全 委 員) 「異議なし」
- (教 育 長) 異議なしと認めます。よって報告第27号は原案のとおり承認することとします。

日程第8 報告 第28号 臨時代理報告
魚沼市児童手当事務処理規則の一部改正について

- (教 育 長) 日程第8、報告第28号 臨時代理報告 魚沼市児童手当事務処理規則の一部改正について、事務局の説明を求めます。
- (子ども課長) 説明いたします。(資料により説明： 魚沼市児童手当事務処理規則の一部改正について(説明))
- (教 育 長) 報告第28号について、質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) 質疑なしと認めます。

報告第28号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(全 委 員) 「異議なし」

(教 育 長) 異議なしと認めます。よって報告第28号は原案のとおり承認することとします。

日程第9 報告 第29号 臨時代理報告

財産の取得について（魚沼市生涯学習センター什器類）

(教 育 長) 日程第9、報告第29号 臨時代理報告 財産の取得について（魚沼市生涯学習センター什器類）、事務局の説明を求めます。

(生涯学習課長) 説明いたします。（資料により説明：財産の取得について（魚沼市生涯学習センター什器類）（説明））

(教 育 長) 報告第29号について、質疑はありませんか。

(委 員) 品名などにある「机、椅子 等」の「等」の部分は、この一覧表にある（机椅子以外の）物品を指しているのですか？

(生涯学習課長) はい。そのとおりです。

(教 育 長) ほかに質疑はありませんか。

(委 員) （「ありません」の声あり）

(教 育 長) 質疑なしと認めます。

報告第29号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(全 委 員) 「異議なし」

(教 育 長) 異議なしと認めます。よって報告第29号は原案のとおり承認することとします。

日程第10 報告事項

（教育長委任事務）

①魚沼市立学校における出席停止命令の手続に関する要綱の制定について

(教 育 長) 日程第10、報告事項①、魚沼市立学校における出席停止命令の手続に関する要綱の制定について、報告をお願いします。

(学校教育課長) 報告いたします。（資料により説明：報告事項①、魚沼市立学校における出席停止命令の手続に関する要綱の制定について（説明））

(教 育 長) 報告事項①について、質疑はありませんか。

(委 員) 学校の現状について、教えてください。

(学校教育課長) 現在、問題行動を繰り返しているお子さんが（複数人）おります。先生方も対応に苦慮していて、管理指導主事や教育センターの指導主事からフォローに入ってもらったりもしています。保護者とも話をしています。

（具体的な対応を説明）

改善が見られない場合は、最終的な措置として出席停止を考えております。

(教 育 長) ほかに質疑はありませんか。

(委 員) （「ありません」の声あり）

(教 育 長) それでは以上で報告事項①を終了します。

②共催依頼について

(教 育 長) 報告事項②共催依頼について、報告をお願いします。

【以下、資料に基づき報告】

- (学 校 教 育 課 長) 共催依頼 1 件について報告
- (教 育 長) 報告事項②共催依頼について、質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) 以上で報告事項を終了します。

日程第 1 1 その他

①その他

- (教 育 長) 日程第 1 1、その他、①その他
- (教 育 長) その他事項でありましたら、お願いします。

【報告、連絡事項等】

- (学 校 教 育 課 長) ・ふるさと回帰育英奨学金の制度改正について
- (生 涯 学 習 課 長) ・福祉センター解体工事の変更契約について

②今後の会議日程

- (教 育 長) 令和 7 年第 1 回定例会については、1 月 2 1 日、午後 1 時 3 0 分から本庁舎 3 階 3 0 5 会議室で開催することとします。
- (教 育 長) それでは以上で②今後の会議日程を終了します。
- (教 育 長) 以上で日程を終了することとし、本日の委員会を閉会といたします。

終了時刻 午後 2 時 4 0 分

以上の記録は、書記が整えたものであるが、その正確であることを証して署名する。

教 育 長

会議録署名委員